

## 特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年 5月 18日

愛知県知事殿

## 提出者

住 所 愛知県蒲郡市港町2番5号

氏 名 竹本油脂株式会社

代表取締役 社長 竹本元泰

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0533-68-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第11項の規定に基づき、令和4年度の特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	竹本油脂株式会社 浜町工場
事業場の所在地	愛知県蒲郡市浜町49番地
事業の種類	16:化学工業
特別管理産業廃棄物処理計画における計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

## 特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	8,571t	全処理委託量	8,571t
自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	7,802t
自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	0t
自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への処理委託量	1,888t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0t

## 電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 8,980t	前年度 7,255t
(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)		
※事務処理欄		

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類: 特定有害アルカリ)

不要物等発生量	有償物量	① 排出量 7080	② 自ら直接 再生利用した量	③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理 した量 7080	⑤ ④のうち熱回収 を行った量 0	⑥ 自ら中間処理により減 量した量 0	⑦ 自ら中間処理により減 量した量 0	⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量 0	⑨ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑩ 自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑪ ⑩のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0	⑫ ⑪のうち優良認定 業者への処理委託量 6363
①排出量		0	②自ら直接 再生利用を 行った量	0	③自ら中間処理 した量	0	④自ら中間処理 により減 量した量	0	⑤自ら中間処理した後 再生利用した量 0	⑥自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑦自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑧⑨⑩⑪⑫のうち 熱回収認定業者 への処理委託量 0	
②自ら直接 再生利用を 行った量		0	③自ら直接埋立 処分又は 海洋投入 処分した量	0	④自ら中間処理 した量	0	⑤自ら中間処理 により減 量した量	0	⑥自ら中間処理した後 再生利用した量 0	⑦自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑧自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑨⑩⑪⑫のうち 熱回収認定業者 への処理委託量 0	
③自ら直接埋立 処分又は 海洋投入 処分した量		0	④自ら中間処理 した量	0	⑤自ら中間処理 により減 量した量	0	⑥自ら中間処理 した後 再生利用した量 0	⑦自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑧自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑩自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑪⑫のうち 熱回収認定業者 への処理委託量 0	
④自ら中間処理 した量		0	⑤自ら中間処理 により減 量した量	0	⑥自ら中間処理 した後 再生利用した量 0	⑦自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑧自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑩自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑪自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑫自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	⑬自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7080	

(第2面)

## (第2面)

## 計画の実施状況 (特別管理産業廃棄物の種類: 特定有害汚泥)

有機物量	
不要物等発生量	
① 排出量	10
② 自ら直接 再生利用した量	
③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	
④ 自ら中間処理 した量	⑥
⑤ ④のうち熱回収 を行った量	⑦
⑥ 自ら中間処理した 後の残さ量	⑨
⑦ 自ら中間処理により減 量した量	⑪
⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量	⑫
⑨ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑩
⑩ ⑩のうち再生利用業者への 処理委託量	0
⑪ ⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量	10
⑫ ⑫のうち熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	0
⑬ ⑬のうち熱回収認定業者への 処理委託量	10
⑭ ⑭のうち熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量	0

計画の実施状況

(特別管理産業廃棄物の種類： 引火性廢油)

項目	実績値	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	
		④	⑨
①排出量	13	②	⑩のうち再生利用業者への処理委託量 0
②自ら直接 再生利用した量	③	⑤	⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量 0
③自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④	⑥	⑫のうち熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量 0
④自ら中間処理 した量	⑤	⑦	⑬のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 13
⑤自ら熱回収を行った量	0	⑧	⑭のうち熱回収認定業者以外の 業者への処理委託量 0
⑥自ら中間処理により減 量した量	0	⑨	⑮のうち熱回収認定業者への 処理委託量 13
⑦自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0	⑩	⑯のうち熱回収認定業者への 処理委託量 0
⑧全処理委託量	13	⑪	⑰のうち熱回収を行った 業者への処理委託量 0
⑨優良認定処理業者への 処理委託量	13	⑫	⑱のうち熱回収を行った 業者への処理委託量 0
⑩再生利用業者への処理 委託量	0	⑬	⑲のうち熱回収を行った 業者への処理委託量 0
⑪熱回収認定業者への処 理委託量	0	⑭	⑳のうち熱回収を行った 業者への処理委託量 0
⑫熱回収を行った業者への処 理委託量	0	⑮	㉑のうち熱回収を行った 業者への処理委託量 0

(第2面)

計画の実施状況  
(特別管理産業廃棄物の種類： 特定有害(原油))

①排出量	7	項目	実績値
②自ら直接再生利用した量	0	④自ら中間処理した量	7
③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	0	⑤④のうち熱回収を行った量	0
④自ら中間処理した後の残さ量	0	⑥自ら中間処理により減量した量	0
⑤自ら中間処理により減量した量	0	⑦自ら中間処理した後の中間処理及び自ら処理委託量	7
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	0	⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑩⑪のうち再生利用業者への処理委託量	0	⑩⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑫⑬のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0	⑭⑮のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	0
⑯⑰のうち優良認定処理業者への処理委託量	0	⑱⑲のうち優良認定処理業者への処理委託量	0
⑳⑳のうち再生利用業者への処理委託量	0	㉑㉑のうち再生利用業者への処理委託量	0
㉒㉒のうち熱回収認定業者への処理委託量	0	㉓㉓のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
㉔㉔のうち熱回収を行った業者への処理委託量	0	㉕㉕のうち熱回収を行った業者への処理委託量	0

(第2面)

## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前々年度及び前年度における特別管理産業廃棄物の排出量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)並びに電子情報処理組織使用義務者にあっては前年度に実施した電子情報処理組織の使用に関する取組(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当したときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 ※欄には、何も記入しないこと。